

ソフト99グループ行動憲章 細目

1. 未来の『あたりまえ』を発見し、お客様に提案します。

- (1) お客様の豊かな生活・豊かな未来の実現
 - ✓ 『キレイ・快適』『安心・安全』『長く・大切に』をキーワードに、お客様の豊かな生活・豊かな未来の実現に寄与する製品・サービスを提供することを事業活動の最大の目的とします。
- (2) 新しい技術・製品・サービス開発の継続
 - ✓ 常に新しい技術に目を向け、これによる新たな製品・サービスの開発を継続することを目指します。
- (3) 品質基準の遵守と適正な表示説明
 - ✓ 万全の品質管理体制をもって製品・サービスをお客様に提供するとともに、正しい製品知識・情報の表示説明により安心と満足をお届けします。

2. 公正・公平な取引先の選定と公明正大な市場取引の実行を徹底します。

- (1) 公正・公平な取引先の選定
 - ✓ 資材関連等の調達先の選定においては、不合理な商習慣は一切排除し、節度を越えた接待・贈答を受けず、取引を希望される全企業に対して公平なビジネス機会を提供し、公正な選定を行います。
- (2) 公明正大な市場取引
 - ✓ 節度を越えた接待・贈答は行わず、公明正大な市場競争を通じて適正な価格で製品・サービスを提供します。また、海外市場においても、現地の文化・宗教・慣習等を尊重し、国際ルールに則り市場競争を行います。
- (3) 適切な情報管理
 - ✓ 取引先情報・顧客情報・内部機密等は厳重に管理し、正当な業務活動以外の理由では他に漏洩しません。

3. 従業員の個性と人格を尊重し、快適な職場環境を確保します。

- (1) 多様性と人権の尊重
 - ✓ 性別・国籍・障害等様々な価値観と人権を尊重し、差別や各種ハラスメントのない職場の維持に努めます。
- (2) 労働環境の整備
 - ✓ 事業運営現場に合わせ、誰もが働きやすい労働環境の整備に努めます。

4. 株主・投資家との対話を重視し、誠実で透明性の高い事業運営を行います。

- (1) 公正で透明な意思決定
 - ✓ 経営の意思決定に際しては、取締役会において、独立社外役員による客観的助言を踏まえ、各種法令および社内の定めに従って適切にこれを実行します。
- (2) 適正な権限と統制に基づく業務執行
 - ✓ 取締役会の決議事項については、各業務を管掌する取締役がその執行責任者となり、各種法令および社内の定めに従って適切に業務を遂行します。
- (3) 情報の適時・適切な開示
 - ✓ 経営状況及び企業活動全般について正しいご理解をいただくために、各ステークホルダーに対し、適時・適切な情報開示に積極的に努めます。
- (4) インサイダー取引の禁止
 - ✓ 法令及び社内の定めに従い、社内重要情報の適切な管理に努め、またインサイダー取引となる株式売買を行いません。
- (5) 会社財産の維持管理
 - ✓ 知的財産権をはじめとする各種会社財産の適正な維持管理と研究開発成果の権利化に努めます。また、自社の財産権と同様に第三者の財産権を尊重し、侵害しません。

5. 善良なる企業市民として、社会的責任を果たします。

- (1) 善良なる企業市民
 - ✓ 企業社会の善良なる一員として、社会をより良くするよう努めます。
- (2) 持続可能性への取組み
 - ✓ 持続可能性を巡る社会的課題への取組みとして、あらゆる事業活動において、省資源化による炭素源の削減や化学物質の適切な使用を推進することで、循環型社会の形成への貢献を目指します。
- (3) 反社会的勢力との関係排除
 - ✓ 社会の秩序や安全を脅かすような反社会的勢力とは断固として対決するものとし、これからも一切の関係を持ちません。又、これらの活動を助長するような行為は行いません。

以上

ソフト99グループ行動憲章 附則

1. 経営陣は本憲章の趣旨・精神を率先垂範し、実行のための社内体制の整備に尽力する。
2. 万一、本憲章の趣旨・精神に反する事態が生じた場合、経営陣自らが問題を解決する責を負い、真相・原因の究明と関係者の厳正な処分および迅速な情報公開と再発防止に注力する。
3. 行動憲章の改廃は取締役会決議による。
4. 行動憲章の内容や解釈に関して疑義が生じた場合の問い合わせ窓口は、法令遵守部会(事務局:人事総務部)とする。
5. 行動憲章およびこれに付随する各種社内諸規程（コーポレート・ガバナンス・ポリシーおよび内部統制システムに関する基本的な考え方を含む）に違反する行為や違反する恐れのある行為については、自ら関与した場合と、見聞した場合を問わず、速やかに所属長又は法令遵守部会に通報しなければならない。
6. 通報者は、通報の事実をもって不利益な取り扱いを一切受けない。
7. 通報する事項が、自ら関与したものであるときは、社内処分に際して、通報した事実を自己に有利な要素として考慮される。
8. 行動憲章およびこれに付随する各種社内諸規程（コーポレート・ガバナンス・ポリシーおよび内部統制システムに関する基本的な考え方を含む）の違反者及び違反者を放置した者は、就業規則に基づいて処罰される。

以上

2002年 12月13日 初版

2016年 3月23日 改訂 第2版

2021年 11月19日 改訂 第3版